

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成20年 / 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

現在電気通信事業を規制する法律が整っていない。
その為、訪問販売、電話勧誘販売事業者は、書面の交付や
説明等において、~~特商法~~ 特商法の適用を望む。

理由

消費者は情報のなかに、またとなく進化している通信事業
を不意打ち性の高い訪問販売、電話勧誘が多いため
ある。